

入 札 説 明 書

(一 般 競 争 入 札)

物 件 名

食品成分分析装置（8 備出 4 4）

総務事務厚生課

令和8年10月30日

入札説明書項目

- ・ 入札手続について
- ・ 入札までの流れ（補足説明）
- ・ 入札日程表
- ・ 仕様書
- ・ 入札参加者心得
- ・ 入札保証金・契約保証金についての注意事項
- ・ 仕様申立書
- ・ 仕様申立書提出要領
- ・ 委任状及び作成例
- ・ 保証保険記載例
- ・ 物品購入証明書
- ・ 履行確認書（交付願）及び記入例
- ・ 物品売買契約書（案）
- ・ 誓約書
- ・ 課税（免税）事業者届出書

入札手続きについて

- 福岡県が調達する物品に係る入札公告に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。
- ・入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
 - ・仕様書について疑義がある場合は、文書（FAX可）で下記6に掲げる部局に説明を求めることができます。
 - ・質問に対する回答は下記6に掲げる部局の執務室に掲示します。
 - ・入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
 - ・各手続き等の締切日時は入札日程表を参照してください。

1 公告日

令和8年10月30日（金）

2 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品および数量
食品成分分析装置（8備出44）
- (2) 調達物品の仕様等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和9年3月31日（水）
- (4) 納入場所
福岡県工業技術センター生物食品研究所

3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

4 入札参加資格を得るための申請の方法

3に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、入札日程表に記載する日時までに次の(2)の部局へ提出してください。

- (1) 申請書の入手方法
福岡県庁ホームページからダウンロードする。（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
- (2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすことが必要です。
(1) 3の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者であること。

業種名	0501（電気器具） 0502（電気通信機器） 0504（理化学精密機器） 0506（計測機器） 0511（諸機器）
等級	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できる者であること。
- (3) 納入する物品にかかるアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 当該物品が2の(1)及び(2)で示した物品であることの証明として、仕様申立書を仕様書に記載する提出先に入札日程表に記載する日時までに提出し、承認を受けている者であること。
なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律 第154号）に基づく、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者であること。

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟 1 階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)
FAX 092-643-3109

7 契約条項を示す場所

6 の部局とします。

8 契約書作成の要否

要（別添契約書案参照）

落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、直ちに、課税（免税）事業者届出書を提出すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

10 入札説明会

行わないものとします。

11 入札

(1) 提出場所

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟 1 階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

(2) 提出締切

入札日程表に記載しています。

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を持参（ただし県の休日には受領しません。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）でイ以下により提出しなければなりません。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めません。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とします。

ウ 落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。

エ 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ、密封し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開封（入札案件名）（備出〇〇）入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は封筒に入れ、密封のうえ、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「〇月〇日開封（入札案件名）（備出〇〇）入札書在中」と朱書きしてください。

オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければなりません。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行する子ができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合があります。

12 入札保証金の納付期限

入札日程表に記載しています。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供してください。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されます。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上）を締結し、その証券を提出する場合。

イ 過去2年間に本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額（税込み）の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供してください。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する場合。

イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

14 開札

(1) 日時

入札日程表に記載しています。

(2) 場所

福岡県庁入札室（行政南棟地下1階）

福岡市博多区東公園7番7号

(3) 開札に立ち会うことを認められる者。

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度の入札を行います。

15 入札の無効

次の入札は無効とします。

なお、14の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできません。

(1) 入札金額の記載がないもの、又は入札金額を訂正した入札。

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札。

(7) 金額の重複記載又は誤字、若しくは脱字により必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等、入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しません。

(9) 入札書の日付がないもの、又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちに開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

17 調達手続の停止

特定調達にかかる苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止を要請する場合があります。この場合、調達手続きの停止等があり得ます。

入札までの流れ(補足説明)

1 仕様申立書について

実際に納品しようとしている物品が、提示している仕様書の要件を確かに満たしていることの証明として、この入札説明書の中にある様式「仕様申立書」を提出し、承認を受けることが入札参加の条件となります。提出については仕様申立書提出要領を熟読してください。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送	納入場所に同じ(仕様書のとおり)	入札日程表のとおり	別紙「仕様申立書」	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書性能を満たす証明としてカタログ等を添付してください。 承認又は不承認の決定に関しては、提出先の所属から通知します。 仕様申立書の写し(カタログ等添付資料は不要)及び仕様申立書承認通知書(いずれも写し)1部を調達班へ提出してください。

2 質問の受付について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
書面提出(FAX可)	調達班※	入札日程表のとおり	任意	<ul style="list-style-type: none"> 入札方法等に関する一般的な質問は電話可です。 回答は調達班執務室内に文書にて掲示します。

3 委任状について

入札手続きは入札参加申請者である事業者の代表者又は代理人により行っていただきますが、委任状を提出することによりその手続きを受任者に委ねることができます。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送	調達班	委任事項発生時	別紙「委任状」	別紙「委任状」記載例を参照してください。

※調達班 福岡県総務部総務事務厚生課調達班(県庁南棟1階)
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
電話番号 092-643-3092
FAX 092-643-3109

4 入札保証金について

入札書を提出される際には、あらかじめ(1)により入札保証金を本県に納付していただきます。
ただし、(2)、(3)による場合は、入札保証金が免除されます。
(詳細は、別紙「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照してください。)

(1) 入札保証金を現金により納付する場合

※小切手について県の指定金融機関の受付終了に伴い、受付できない場合があるため
事前にご相談ください。

入札保証金は郵送での受付をしていません。

入札保証金を納付される入札参加者には入札書の持参をお勧めします。
納付された入札保証金は入札終了後(落札者は契約締結後)に還付します。
なお、落札者は入札保証金を契約保証金の一部に充当することもできます。
万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

提出方法	入札保証金		提出様式	注意事項
	提出先	提出期限		
持参	調達班	入札日程表のとおり	保証金等納付書(委任状は別紙「委任状」を使用してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小切手は銀行振出小切手(振出人及び支払人が同一金融機関であるもの)に限定します。</u> ・ 調達班で準備している保証金等納付書(財務規則様式第144号)に必要事項を記入し、次の①～③のいずれかの印を押印又は署名して納付してください。 ・ ① 本県に登録している代表者印 ・ ② 競争入札参加資格申請時に提出している委任状に記載された代理人の印 ・ ③ 3により①、②の代表者等から委任を受けた委任状持参者は、受任者の私印

(2) 入札保証金を免除するため、入札保証保険証書を提出する場合

入札保証保険証書とは、保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときこれを証する書類です。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(書留 限定)	調達班	入札日程表のとおり	(入札保証 保険証券 の原本。)	※持参の場合は封筒に入れ、(備出〇〇 入札案件名)を書いて提出。
				※郵送の場合は封書にしたものをさらに 封書にし、封筒の表に「(備出〇〇 (入 札案件名) 入札保証保険証券在中」と 記載して調達班へ郵送。

(3)入札保証金を免除するため、物品購入証明書等を提出する場合

物品購入証明書とは、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことを証する書類です。

調達班に契約実績がある場合には、物品購入証明書に代え、イにより履行確認書(交付願い)を提出してください。

ア 本県(調達班を除く。)若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む)の物品購入証明書を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(書留 限定)	調達班	入札日程表のと おり	(別紙「物 品購入証 明書」を参 照のこと)	※持参の場合は封筒に入れ、(備出〇〇 入札案件名)を書いて提出。
				※郵送の場合は封書にしたものをさらに 封書にし、封筒の表に「(備出〇〇 (入 札案件名) 物品購入証明書在中」と記 載して調達班へ郵送。

イ 調達班に契約実績があり、履行確認書(交付願)を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(書留 限定)	調達班	入札日程表のと おり	別紙様式 「履行確認 書(交付 願)」	※持参の場合は封筒に入れ、(備出〇〇 入札案件名)を書いて提出。 ※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書 にし、封筒の表に「(備出〇〇 (入札案件 名) 履行確認書(交付願)在中」と記載して 調達班へ郵送。

5 入札書について

入札書記入に当たっての注意事項等は次のとおりです。

(1) 主な注意事項

- ・ 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可です。
- ・ **入札書の日付は、仕様書に記載する納入場所の所属が仕様申立書の承認通知書を発した日から入札書提出期限までのいずれかの日です。開札日ではありませんのでご注意ください。**
- ・ 日付がないもの又は日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意してください。
- ・ 委任状を提出する場合は、入札書の記名は委任を受けた人の名前となります。
- ・ 委任状の提出がない場合は、本県に登録している代表者等の名前となります。
- ・ **入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を御覧ください。特に、¥マークの横の入札金額、記名がないもの、入札金額を訂正したものは無効となります。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、契約希望金額の110分の100に相当する額を記載してください。**
- ・ 入札金額は、本体価格の外、輸送費、関税等納入引き渡しに要する一切の諸経費を含めたものとなります。
- ・ 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ・ 入札は入札書を提出した事業者の代表者又は代理人等(4により委任状で委任を受けた受任者を含む。)(以下「入札者」という。)を立ち会わせて実施します。
- ・ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。

(2) 提出方法等

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(書留 限定)	調達班	入札日程表のと おり	別紙様式 「入札書 (見積書) (請書)」	※持参の場合は封筒に入れ、(備出〇〇 入札案件名)を書いて提出。
				※郵送の場合は封書にしたものをさらに 封書にし、封筒の表に「(備出〇〇 (入 札案件名) 入札書在中」と記載して調達 班へ郵送。

6 開札

開札に当たっての注意事項等は次のとおりです。

(1) 主な注意事項

- ・ 本人確認のため、名刺を御持参ください。
- ・ 委任状のない受任者は立ち会いできません。
- ・ 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。
- ・ 落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者のすべてが立会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行います。1回目の入札で有効な入札書を提出したものだけが2回目の入札に参加できるものとします。
- ・ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札で有効な最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがあります。

(2) 開札の場所等

開札の場所	開札日時	注意事項
福岡県庁入札室 (行政南棟地下1階)	入札日程表のとおり	再度の入札の準備をお願いします。

入札日程表

案件名			食品成分分析装置(8備出44)
納品場所			福岡県工業技術センター 生物食品研究所
納期限			令和9年3月31日
10月	30	金	県公報・県ホームページ入札公告開始
	31	土	
11月	1	日	
	2	月	
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	質問受付締切～11:00
	11	水	
	12	木	
	13	金	
	14	土	
	15	日	
	16	月	質問回答の揭示(調達班執務室内)15:00～
	17	火	(競争参加資格申請締切)
	18	水	
	19	木	
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	
	24	火	仕様申立書の受付締切～17:00 (提出先:工業技術センター生物食品研究所)
	25	水	
	26	木	
	27	金	
	28	土	
	29	日	
	30	月	
12月	1	火	
	2	水	仕様申立書承認通知期限
	3	木	
	4	金	
	5	土	
	6	日	
	7	月	仕様申立書及び同承認通知書写し提出期限(提出先:調達班)
	8	火	
	9	水	
	10	木	入札保証金の納付、入札保証金免除資料提出〆切 ～11:00 入札書提出〆切 ～11:00
	11	金	開札 10:00～

入 札 （ 見 積 ） 仕 様 書

No.8備出44

規 格 品 質 等 は 下 記 及 び 見 本 の と お り に つ き
熟 覧 の う え 入 札 （ 見 積 ） し て く だ さ い 。

記

請求先		総 務 事 務 厚 生 課		納入場所	福岡県工業技術センター 生物食品研究所		契約履行 期 限	令和9年3月31日	
品 名			規 格			数 量	摘 要		
1	食品成分分析装置(8備出44)		詳細は別添「食品成分分析装置 仕様書」を参照のこと。 ※ 仕様書の要件を満たすことの証明として、「仕様申立書」を別途指示する日時までに福岡県工業技術センター生物食品研究所に提出して、その承認を得ること。 (仕様申立書及び承認通知書の写し1部を総務事務厚生課調達班に提出すること。) 納品先:福岡県工業技術センター生物食品研究所 研究棟2階 機器分析室 所在地:久留米市合川町1465-5			1式	同等品可		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
			* 契約締結後、下記の現地担当者 と打ち合わせをすること。						
摘 要	契約担当者:総務事務厚生課 調達班								
	柴田 電話:092-643-3092								
現地担当者:福岡県工業技術センター生物食品研究所									
富永 電話:0942-30-6644									

「食品成分分析装置」仕様書

1. 仕様機種

試料に含まれる香気成分を正確に特定・定量できる、下記①～⑤の装置から構成される「食品成分分析装置」（下図参照）。

①ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC-MS/MS）：

試料を成分ごとに分離するガスクロマトグラフ（GC）と分離された成分を質量に基づいて検出する質量分析計（MS/MS）から構成される装置本体

②オートサンプラ：

ガスクロマトグラフに複数の試料を自動連続注入する装置

③においかぎ装置：

GC-MS/MS で分離・検出した成分に対し、クロマトグラムによる成分の特定と分析実施者の嗅覚による評価（においかぎ）を同時に実施するための装置

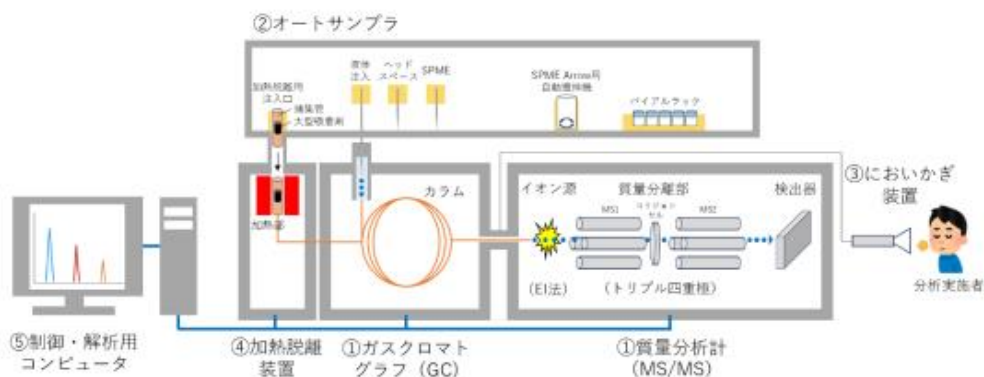
④加熱脱離装置：

加熱脱離装置は、捕集管内の大型吸着剤に吸着・濃縮させた成分を加熱により脱離させ、ガスクロマトグラフへ直接注入する装置

⑤制御・解析用コンピュータ：

装置制御及びデータ解析に必要な情報端末装置

なお、機種については「2. 要求仕様」を満たす下記の（1）又は（2）とする。



(1)

ガスクロマトグラフ質量分析計：GCMS-TQ8040NX(株式会社島津製作所製)

オートサンプラ：AOC-6000 Plus (株式会社島津製作所製)

においかぎ装置：

スニッフィングポート OP275 Pro II（ジーエルサイエンス株式会社製）

加熱脱離装置：高機能性多機能注入口 OPTIC-4（株式会社島津製作所製）

機器制御及びデータ解析装置：全て株式会社島津製作所製

- ・GC-MS(/MS) 香気分析用データベース (Smart Aroma Database)
- ・GC/MS 異臭分析システム
- ・GC-MS(/MS) 代謝物分析用データベース (Smart Metabolites Database Ver. 2)
- ・マルチオミクス解析パッケージ

(2)

ガスクロマトグラフ質量分析計：8890/7000E(アジレント・テクノロジー株式会社製)

オートサンブラ：GESTEL MPS robotic pro -XL（ゲステル株式会社製）

においかぎ装置：GERSTEL ODP4（ゲステル株式会社製）

加熱脱離装置：GERSTEL TDU2（ゲステル株式会社製）

機器制御及びデータ解析装置：

- ・AromaOffice（西川計測株式会社製）
- ・異臭分析用マススペクトルライブラリ及び MRM データベース（アジレント・テクノロジー株式会社製）
- ・メタボロミクス用 MRM データベース（アジレント・テクノロジー株式会社製）
- ・Mass Profiler Professional（アジレント・テクノロジー株式会社製）

2. 要求仕様

(1) ガスクロマトグラフ質量分析装置は、以下の①～④の仕様を満たすものとする。

- ①質量分析計のイオン源は、電子イオン化 (EI) 法であること
- ②質量分析計は、トリプル四重極型 MS/MS システムを採用していること
- ③質量分析計のモニタリングモードは、MRM 測定（多重反応モニタリング）モードが可能であること
- ④香気成分分析、異臭分析及び代謝物分析用データベースに対応した専用カラムが付属していること

(2) オートサンブラは、以下の①～③の仕様を満たすものとする。

- ①オートサンブラは、サンプルラックに 10ml 又は 20ml パイアルを 60 本以上セットでき、試料を自動で連続注入できること。また、2ml パイアルにも対応していること。
- ②オートサンブラは、3 種類の試料注入法（液体注入、ヘッドスペース、SPME）が可能であること
- ③オートサンブラは、SPME Arrow ファイバーに対応していること

(3) においかぎ装置は、GC-MS/MS に搭載可能かつ GC で分離した成分のにおい嗅ぎと MS/

MS の同時検出が可能であるものとする。

(4) 加熱脱離装置は、GC-MS/MS に搭載可能かつ捕集管を用いた加熱脱離による試料濃縮が可能であるものとする。さらに、ライナー及びライナーキャップの自動交換に対応しているものとする。

(5) 機器制御及びデータ解析装置（コンピュータ本体部、ソフトウェア及びデータベース部）は、以下の①～④の仕様を満たすものとする。

- ①機器制御及びデータ解析に使用するコンピュータは、装置メーカーが指定するスペックと同等以上の性能を有すること。さらに、コンピュータにはプリンタ及び Microsoft Office が含まれていること。
- ②データベース部は、NIST ライブラリが付属されていること。
- ③データベース部は、香気成分分析、異臭分析及び代謝物分析についての専用データベースが付属されていること。
- ④ソフトウェアは、単変量解析（t-検定、分散分析）及び多変量解析（主成分分析、階層的クラスター分析）を実装する統計解析ソフトウェアが付属されていること。

3. 設置場所

福岡県工業技術センター生物食品研究所 研究棟 2 階 機器分析室
(福岡県久留米市合川町 1465-5)

4. 納入、設置、調整、検査、保守

- (1) 入札前に生物食品研究所が指定する設置場所の面積、電源、水道、ガス、環境などの精査を行い、搬入、据付、据付後の運用などに問題がないことを十分確認すること。設置において工事等の対応が必要な場合は納入業者負担で実施すること。
- (2) 当該装置は指定の設置場所へ据え付けすること。
- (3) 納入品は、中古品や改造品ではなく、未使用の新品であること。ただし、動作確認による使用は除くものとする。
- (4) 納入時期は生物食品研究所と綿密に協議のうえ、生物食品研究所の指示に従って納品すること。
- (5) 各機器の納入、据付は納入業者の責任で実施すること。納入時に必要な機器はすべて納入業者が用意すること。納入時に生物食品研究所の建物や物品に破損が生じた場合、その修理費用は納入業者が負担し原状回復を行うこと。
- (6) 据付後に、生物食品研究所の担当者立会いのもと検査を実施し、当該物品が正常に稼働し、すべての仕様を満たしていることを確認すること。
- (7) 検収後、短くとも 1 年を保証期間とし、正常な使用において発生した故障については、速やかに無償にて、修理又は交換を行うこと。ただし、メーカーが別途保証期間を指定している部品等については、それに準ずるものとする。

- (8) 当該物品について日本語の取扱説明書を付属すること。
- (9) 保守及び不具合などの技術的相談に応じるアフターサービスを継続的に行うこと。
- (10) 納品時の装置説明とは別に、職員及び工業技術センター外部利用者を対象とした講習会を少なくとも1回は無償にて行うこと。

5. その他

- (1) 本仕様書に定められた以外の事項で疑義が生じた場合には、生物食品研究所の指示に従うこと。

以上

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。又は入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 16 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金(又はそれに代わるもの)を入札日程表に示す期限までに県に提出して頂く必要があります。

(1) 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110(＝税込み金額)の5%以上です。

この場合、「保証金等納付書」に記名押印又は署名していただきます。

【現金を持参する場合】

※小切手について県の指定金融機関の受付終了に伴い、受付できない場合があるため事前にご相談ください。

調達班にて「保証金等納付書」を記載していただきます。

【納付書での入金をご希望の場合】

①調達班にて「保証金等納付書」を記載いただいた後、納付書を発行いたします。

原則、直接窓口でのお受け取りをお願いいたします。

②入札日程表に示す入札保証金の納付期限までに必ず納付してください。

③入札保証金の納付確認のため、入札保証金の納付期限までに収納機関の領収印のある「保管証書(領収書)の写し(コピー等)」を持参、郵送(*注1)又はFAX(*注2)により提出してください。

*注1) 郵送の場合は、必ず入札案件名及び入札関係書類在中と朱書きした封筒に封入の上、書留等によること。期日必着。

*注2) FAXの場合は送信後に必ず書類到着の確認のため電話連絡等を行うこと。期日必着。

※入札保証金の納付期日までに納付の確認ができない場合は、入札に参加できない場合がありますのでご注意ください。

※納付書発行の際、福岡県の債権者登録が必要です。事前に登録の有無を確認してください。

※納付書で納金された場合は、口座振込により返還します。振込まで多少時間を要しますのでご了承ください。

(2) 入札保証保険に入ってその証券を提出する。

保険金額・・・入札しようとする金額の100分の110(＝税込み金額)の5%以上です。

保証期間・・・「開札日」から14日間(開札日含む)でお願いします。

特約条項・・・「定額てん補」の特約を付けてください。

(3) 物品購入証明書(履行確認書「交付願」を含む。)を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)」を提出することです。証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110(＝税込み金額)の、20%を超える同種の契約をいいます。

(例:250万円が入札金額の場合、契約希望金額が275万円となり、その20%となる55万円を超える契約(=550,001円以上)の実績が2件必要となります。)

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。履行期限ではありませんのでご注意ください。

また、単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。

※物品購入証明書(履行確認書(交付願)を含む。)は、入札者が履行した契約に限ります。他の支店や、(契約 業務を本店から支店や営業所に委任されている場合は)本店の履行証明は受付することができませんので、ご注意ください。

※様式は入札説明書中の「物品購入証明書」又は「履行確認書(交付願)」を参照のこと。

※契約書の写しは証明書の代わりになりません。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額(税込み)に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 物品購入証明書	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。

仕様申立書

福岡県工業技術センター生物食品研究所長 殿

事業者住所

事業者名

代表者名

資格者番号

印

食品成分分析装置(8備出44)に係る入札に関し、納入予定の製品が下記のとおり仕様書を満たすことを申し立てます。

記

■納入予定機器

製造会社名	
製品名	
型式	
数量等	

■装置概要

食品成分分析装置は、図1に示すように、①ガスクロマトグラフ質量分析装置、②オートサンプラ、③においかぎ装置、④加熱脱離装置、⑤制御・解析用コンピュータから構成される。

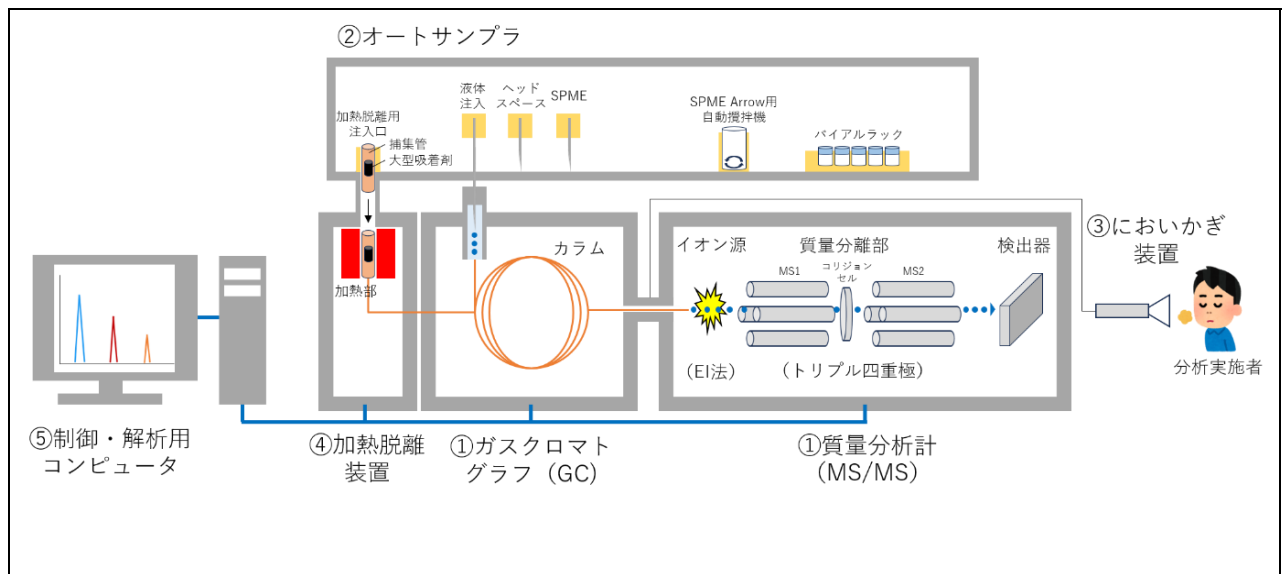


図1 食品成分分析装置の構成概略図

①ガスクロマトグラフ質量分析装置

項目	要求仕様	対応する仕様・型式等
1	質量分析計のイオン源は、電子イオン化(EI)法であること	
2	質量分析計は、トリプル四重極型MS/MSシステムを採用していること	
3	質量分析計のモニタリングモードは、MRM測定(多重反応モニタリング)モードが可能であること	
4	香気成分分析、異臭分析及び代謝物分析用データベースに対応した専用カラムが付属していること	

②オートサンブラ

5	オートサンブラは、サンプルラックに10ml又は20mlバイアルを60本以上セットでき、試料を自動で連続注入できること。また、2mlバイアルにも対応していること	
6	オートサンブラは、3種類の試料注入法(液体注入、ヘッドスペース、SPME)が可能であること	
7	オートサンブラは、SPME Arrowファイバーに対応していること	

③においかぎ装置

8	においかぎ装置は、GC-MS/MSに搭載可能かつGCで分離した成分のにおい嗅ぎとMS/MSの同時検出が可能であるものとする	
---	---	--

④加熱脱離装置

9	加熱脱離装置は、GC-MS/MSに搭載可能かつ捕集管を用いた加熱脱離による試料濃縮が可能であるものとする。さらに、ライナー及びライナーキャップの自動交換に対応しているものとする	
---	--	--

⑤制御・解析用コンピュータ

10	機器制御及びデータ解析に使用するコンピュータは、装置メーカーが指定するスペックと同等以上の性能を有すること。さらに、コンピュータにはプリンタ及びMicrosoftOfficeが含まれていること。	
11	データベース部は、NISTライブラリが付属されていること	
12	データベース部は、香気成分分析、異臭分析及び代謝物分析についての専用データベースが付属されていること	
13	ソフトウェアは、単変量解析(t-検定、分散分析)及び多変量解析(主成分分析、階層的クラスター分析)を実装する統計解析ソフトウェアが付属されていること	

⑥その他

14	入札前に生物食品研究所が指定する設置場所の面積、電源、水道、ガス、環境などの精査を行い、搬入、据付、据付後の運用などに問題がないことを十分確認すること	
15	当該装置は指定の設置場所へ据え付けすること	
16	納入品は、中古品や改造品ではなく、未使用の新品であること。ただし、動作確認による使用は除くものとする。	
17	納入時期は生物食品研究所と綿密に協議のうえ、生物食品研究所の指示に従って納品すること	
18	各機器の納入、据付は納入業者の責任で実施すること。納入時に必要な機器はすべて納入業者が用意すること。納入時に生物食品研究所の建物や物品に破損が生じた場合、その修理費用は納入業者が負担し原状回復を行うこと。	
19	据付後に、生物食品研究所の担当者立会いのもと検査を実施し、当該物品が正常に稼働し、すべての仕様を満たしていることを確認すること	
20	検収後、短くとも1年を保証期間とし、正常な使用において発生した故障については、速やかに無償にて、修理又は交換を行うこと。ただし、メーカーが別途保証期間を指定している部品等については、それに準ずるものとする。	
21	当該物品について日本語の取扱説明書を付属すること	
22	保守及び不具合などの技術的相談に応じるアフターサービスを継続的に行うこと	
23	納品時の装置説明とは別に、職員及び工業技術センター外部利用者を対象とした講習会を少なくとも1回は無償にて行うこと	

※ 製品の仕様が確認できるカタログ・パンフレット等資料を添付すること。

仕様申立書提出要領

1 目的

納入しようとする物品が、仕様書に示す各項目及び条件等に適合することを証明するものです

2 提出等について

(1) 提出先

福岡県工業技術センター生物食品研究所
〒839-0861
久留米市合川町1465-5
TEL:0942-30-6644

(2) 提出書類

仕様申立書、カタログ等の添付資料

(3) 提出期限

令和8年11月24日(火) 17時00分まで

なお、提出された仕様申立書について確認を行い、訂正が必要になることも考えられますので、余裕を持って提出してください。

郵送する場合は提出期限必着です。

必要に応じ補足説明を行うとともに、添付資料として各品目の内容を確認できる資料等(カタログ等)を必ず添付してください。

資料については、日本語表記(日本語以外の言語については日本語訳添付)し、A4版で作成してください。

3 仕様申立書承認通知について

仕様申立書審査終了後、入札参加の対象となるかどうかについて、福岡県工業技術センター生物食品研究所から令和8年12月2日(水)までに通知します。

4 総務事務厚生課への提出について

仕様申立承認通知書を受け取られましたら、次の2点を総務事務厚生課調達班までご提出ください。

郵送・メール可です。

①2に記載の仕様申立書写し(添付資料は不要です)

②3に記載の仕様申立承認通知書写し

提出先: 福岡県総務事務厚生課調達班

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7(行政南棟1階)

電話番号 092-643-3092

E-mail: chotatsuhan@pref.fukuoka.lg.jp

提出期限: 令和8年12月7日(月) 17時00分まで

(表)
入 札 書 (見 積 書) (請 書)

No 8備出44

¥

納 期 限		令和9年3月31日		納入先	福岡県工業技術センター 生物食品研究所	
品 名	規格	数量	単価	金額	適要	
食品成分分析装置 (8備出44)	仕様書のとおり	一式				
	合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。

年 月 日

福岡県知事殿

住所
氏名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。
この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除

されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

年 月 日

福岡県知事殿

契約者住所

氏 名

印

- 備考
- 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
 - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
 - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは、「108分の8」と読み替えるものとする。
 - 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書（見積書）（請書）

No 8備出44

¥ ◎, ◎◎◎, ◎◎◎ー ←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納 期 限		令和9年3月31日		納入先		福岡県工業技術センター 生物食品研究所	
品 名	規格		数量	単価		金額	適要
食品成分分析装置 (8備出44)	仕様書のとおり		一式	〇〇〇		〇〇〇	
			入札参加資格者名簿に登載されている法人 の代表者本人が入札する場合の記入例				
	合計						

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県知事殿

入札書提出日→ 年 月 日
(開札日と間違わないこと)

住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇〇
氏名 ●●●●●● (株)
代表取締役 △△ △△

- 1 契約内容 上記のとおり
- ↓ これより下は記入しないこと
- ↑ 押印不要
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。
この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No 8備出44

¥ ◎, ◎◎◎, ◎◎◎- ←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納期限		令和9年3月31日		納入先	福岡県工業技術センター 生物食品研究所	
品名	規格	数量	単価	金額	適要	
食品成分分析装置 (8備出44)	仕様書のとおり	一式	〇〇〇	〇〇〇		
	合計					

県外に本店がある法人で、支店が入札参加者名簿に登載されており、支店長以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事殿

入札書提出日→ 年 月 日
(開札日と間違わないこと)

住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇〇
氏名 ●●●● (株) 福岡支店
支店長 △△ △△
代理人 ■■ ■■

- 1 契約内容 上記のとおり
- ↓ これより下は記入しないこと
- ↑ 押印不要
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。
この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入札書（見積書）（請書）

No 8備出44

¥ ◎, ◎◎◎, ◎◎◎ー ←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納 期 限		令和9年3月31日		納入先		福岡県工業技術センター 生物食品研究所	
品 名	規格		数量	単価		金額	適要
食品成分分析装置 (8備出44)	仕様書のとおり		一式	〇〇〇		〇〇〇	
			代表取締役以外の者(委任を受けた代理人) が入札する場合の記入例				
	合計						

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県知事殿

入札書提出日→ 年 月 日
(開札日と間違わないこと)

住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇〇
氏名 ●●●●●● (株)
代表取締役 △△ △△
代理人 ■■ ■■

- 1 契約内容 上記のとおり
- ↓ これより下は記入しないこと
- ↑ 押印不要
- 2 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。
この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

委 任 状

年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)
住所
会社名
氏名

下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

代理人氏名

(委任事項)

食品成分分析装置(8備出44)

に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 入札保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

委任状作成例（名簿登載者から入札担当者への委任状）

委 任 状

年 月 日

福岡県知事 殿

資格者名簿に登載されている代表者（本
社で登載されている場合は代表取締役、
支店等で登載されている場合は支店長
等の氏名） 押印は不要です。

（委任者）



住所 ○○○…

会社名 ○○○…

氏名 ○○○…

下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

代理人氏名

○○○○（押印不要です）

（委任事項）

食品成分分析装置(8備出44)

に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 入札保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

- 1 資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。（本社で登載の場合は代表取締役等、支店等で登載の場合は支店長等名）。
- 3 委任者及び代理人氏名欄の押印は不要です。

[illegible]

物品購入証明書

契約年月日	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考
納期限						

納入者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

物品購入証明書

契約年月日	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考
納期限						

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。
※履行期限ではありませんのでご注意ください。
(単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。)
本案件の場合、「納入年月日」が令和6年12月11日～令和8年12月10日までの案件です。

納入者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

履 行 確 認 書（ 交 付 願 ）

契 約 年 月 日	納 入 年 月 日	案 件 名	契 約 金 額 (円)	備 考
履 行 期 限				
年 月 日	年 月 日		¥	
年 月 日				
年 月 日	年 月 日		¥	
年 月 日				

商号及び営業所

代表者名

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名

食品成分分析装置(8備出44)

期限(入札日程表に記載)までに提出してください。
(総務事務厚生課調達班用)

履 行 確 認 書（ 交 付 願 ）

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。
※履行期限ではありませんのでご注意ください。
(単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。)
本案件の場合、「納入年月日」が令和6年12月11日～令和8年12月10日までの案件です。

契 約 年 月 日	納 入 年 月 日	案 件 名	契 約 金 額 (円)	備 考
履 行 期 限				
〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇日	〇〇〇〇〇	¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇	備〇〇
〇〇年 〇月 〇〇日				
〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇日	〇〇〇〇〇	¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇	備〇〇
〇〇年 〇月 〇〇日				

整理番号が分かる場合は記載して下さい。

福岡市〇〇区〇〇丁目 〇〇－〇〇

商号及び営業所 株式会社〇〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

押印は不要です。

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名

食品成分分析装置(8備出44)

期限(入札日程表に記載)までに提出してください。

(総務事務厚生課調達班用)

物品売買契約書

物品の売買に関し、福岡県(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

(売買)

第 1 条 受注者は、別表 1 に掲げる物品(以下「物品」という。)を発注者に売り渡し、発注者は、これを買受ける。

(物品の数量等)

第 2 条 物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表 1 のとおりとし、物品の規格、構造、形状、寸法等は、別表 2 のとおりとする。

(検査)

第 3 条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

(代金の支払)

第 4 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときには、その日から 30 日以内に受注者に支払わなければならない。

(部分払)

第 5 条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第 6 条 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第 7 条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(発注者の催告による解除権)

第 8 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。

(2) 正当な理由なく、第 6 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 9 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第 11 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

(8) 特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会から契約を破棄すべき旨の提案があったとき。

- 2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第10条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。
- (2) 第6条第1項に規定する契約不適合があるとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用しない。

4 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収

する。

- 5 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1 年につき未納部分の代金の 3 パーセントに相当する金額とする。
- 6 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

(賠償の予定)

第 14 条 前条の規定にかかわらず、受注者は、第 9 条第 2 項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 100 分の 20 に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 15 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 11 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第 16 条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(補則)

第 17 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治 29 年法律第 89 号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和

24 年法律第 256 号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則(昭和 39 年福岡県規則第 23 号)の定めるところによる。

(協議)

第 18 条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 福岡県
 代表者 職名 氏名

職 印

受注者 住 所(事務所の所在地)

氏 名(会社の名称及び代表者名)

印

別表 1

物 品 名	食品成分分析装置（8 備出 4 4）
数 量	仕様書のとおり
契 約 金 額 （うち取引に係る消費税及 び地方消費税の額）	¥ _____ （ ¥ _____ ）
履 行 期 限	令和 9 年 3 月 3 1 日
履 行 場 所	福岡県工業技術センター生物食品研究所
契 約 保 証 金	財務規則第 170 条により免除するほかこれを徴する
そ の 他	

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、契約金額に 110 分の 10（軽減税率対象品目については、108 分の 8）を乗じて得た額(1 円未満切捨て)を内数で記入すること。

別表 2

物 品 の 規 格	
物 品 の 構 造	
物 品 の 形 状	
物 品 の 寸 法	
製 作 会 社 名	
そ の 他	

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 物品売買契約書第9条第3項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第 3 号及び第 4 号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第 8 号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<物品売買契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第 9 条

1 ～ 2 略

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) ～ (3) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第 8 条又は第 9 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) ～ (5) 略

3 ～ 5 略

6 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

課税
事業者届出書
免税

年 月 日

福岡県総務部
総務事務厚生課長 殿

住所
氏名

課税事業者
下記の期間については、消費税法の（同法第9条第1項本文の規定によ
免税事業者
が免除される事業者でない。
り消費税を納める義務）である（となる予定である）の
を免除されている。
で、その旨届け出ます。

記

課税期間 年 月 日から
年 月 日まで